証券コード：7438

KONDOTEC

第64回 定時株主総会
招集ご通知

日　時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時

場　所

大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階　特別会議場
（末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）

議　案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

コンドーテック株式会社

目　次

■第64回定時株主総会招集ご通知 …… 1

<添付書類>

■事業報告 …… 2

■計算書類 …… 26

■監査報告書 …… 32

■株主総会参考書類 …… 36

(証券コード7438)
平成28年６月６日

株　主　各　位

大阪市西区境川二丁目２番90号
コンドーテック株式会社
代表取締役社長　近　藤　勝　彦

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様方には、心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市北区中之島五丁目３番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階　特別会議場

３．目的事項

報告事項
１．第64期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（ http://www.kondotec.co.jp ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
　①　連結計算書類の連結注記表
　②　計算書類の個別注記表
・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正の必要が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ホームページ（ http://www.kondotec.co.jp ）にて、修正後の内容を開示いたします。

<添付書類>

事　業　報　告

（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が進み、賃金も持ち直しの動きがみられましたが、設備投資や個人消費は横ばい圏での動きにとどまっており、また、為替や株価は大幅に変動し、中国や新興国の経済減速による海外景気の下振れ懸念などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、住宅建設はおおむね持ち直しの動きがみられるものの、公共工事は減少が続き、地域経済の景況感を悪化させる要因となっており、停滞感を強めながら厳しい状況で推移しております。

このような状況のもとで、当社は自社製品の拡販、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こしなどの営業活動を展開するとともに、産業資材、鉄構資材、電設資材においてユーザーのニーズを的確にとらえ、付加価値の高い製品の開発と商品調達機能をさらに強化し、連結子会社との事業拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は50,211百万円(前期比2.1％増)と増収になりました。

利益面につきましては、販売費及び一般管理費では荷造運搬費などの増加はあったものの、売上総利益率は前期の21.1％から0.1ポイント上昇し、営業利益は3,441百万円(同4.2％増)、経常利益は3,544百万円(同4.0％増)となりました。なお、法人税等の減少があり親会社株主に帰属する当期純利益は2,239百万円(同6.7％増)と増益になりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

＜産業資材＞

除染工事や物流倉庫の物件、都市部での再開発事業、高速道路の改修工事などの需要は安定してありましたが、土木関連の工事が減少し、公共工事の依存度の高い地方では入札不調の影響が出ており、加えて中小物件の低迷が予想以上に続くなど、停滞感を強めていく状況で推移した結果、当セグメントの売上高は30,138百万円(前期比0.5％増)となりました。

＜鉄構資材＞

物流倉庫や商業施設などの大型低層物件、耐震改修工事などは全国的な展開をみせ、鉄骨建築の需要の堅調な伸びに伴い鉄骨加工業者の工場稼働率も高水準を維持しており、鉄骨部材やアンカーボルト、ハイテンションボルトなどの売上が伸展した結果、当セグメントの売上高は11,866百万円(前期比4.6%増)となりました。

＜電設資材＞

民間の建築、設備投資に持ち直しの動きがみられ、工場・商業施設向けLED照明、空調設備等省エネ関連商材が好調に推移した結果、当セグメントの売上高は8,206百万円(前期比4.6%増)となりました。

2．対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国や新興国の経済減速による海外景気の下振れ懸念、原材料価格、円高や株安など懸念材料も多く、先行きは不透明で、当社グループの関連業界におきましても、経営環境は厳しい状況で推移することと思われます。

このような状況のもとで、当社は受注競争、価格競争に耐えうるようにコスト競争力を高め、自社製品・輸入商材・新商材の拡販と新規販売先の開拓を実行するとともに、連結子会社を含めたグループ力をさらに高め、グループ全体の企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

3．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は842百万円で、その主なものは、当社の新設営業拠点の土地、建物の取得及び製造部門の生産設備の更新であります。

4．資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

5．財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)	第64期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高	千円 41,153,149	千円 47,991,052	千円 49,168,374	千円 50,211,628
経常利益	千円 2,754,544	千円 3,368,872	千円 3,408,441	千円 3,544,672
親会社株主に帰属する当期純利益	千円 1,605,622	千円 1,992,692	千円 2,098,590	千円 2,239,773
１株当たり当期純利益	60円77銭	72円13銭	75円91銭	81円01銭
総資産	千円 31,192,788	千円 34,481,902	千円 35,186,125	千円 34,645,521
純資産	千円 16,990,886	千円 18,783,761	千円 20,231,542	千円 21,102,255
１株当たり純資産額	615円12銭	679円27銭	730円49銭	774円18銭

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第61期 (平成25年３月期)	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)	第64期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売上高	千円 34,142,623	千円 39,557,013	千円 41,105,799	千円 41,723,559
経常利益	千円 2,550,147	千円 3,015,248	千円 3,163,576	千円 3,135,399
当期純利益	千円 1,524,683	千円 1,817,346	千円 2,000,237	千円 2,025,280
１株当たり当期純利益	57円70銭	65円78銭	72円35銭	73円25銭
総資産	千円 28,577,200	千円 32,305,837	千円 32,957,028	千円 32,325,700
純資産	千円 16,819,592	千円 18,387,686	千円 19,641,770	千円 20,593,704
１株当たり純資産額	608円92銭	664円94銭	709円17銭	755円49銭

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。

6．重要な親会社及び子会社の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
三和電材株式会社	千円 283,998	% 100.0	電設資材卸売業
KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバーツ 102	% 99.9	産業資材、鉄構資材及び電設資材等の輸出入並びに販売
中央技研株式会社	千円 45,000	% 100.0	各種機械器具設計、製造販売

（注）当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

7．主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、土木用・建設用・荷役用・船舶用金物、鋼材、溶接資材、鋲螺、機械器具及び電設資材の製造販売並びに輸出入を主な事業とし、当社グループの製造、販売する主要な製品・商品等は次のとおりであります。

セグメント	主要な製品・商品等
産業資材	ターンバックル、シャックル、足場吊りチェーン、丸セパレーター、ワイヤロープ、チェーン、コンテナバッグ、ブルーシート、土のう袋、物流荷役機器、木造住宅金物、型枠部材、仮設足場、現場用品、船舶・港湾関連資材、鉄鋼二次製品、環境関連資材、街路・緑化関連資材、鉄道関連資材、機械器具　他
鉄構資材	ブレース、アンカーボルト、ハイテンションボルト、ボルトナット類、鉄骨部材、溶接・塗装資材、機械工具、施工工事　他
電設資材	照明器具、空調機器、換気扇、分電盤、電線ケーブル、配線器具、エコキュート、太陽光発電機器、家電機器　他

8．主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

(1) 当社

本　　社（大阪市西区）		
東京本社（東京都江東区）		
営業拠点	東日本営業部	札幌支店（北海道石狩市）　仙台支店（仙台市若林区） 青森営業所（青森県青森市）　秋田営業所（秋田県秋田市） 盛岡営業所（岩手県紫波郡）　郡山営業所（福島県郡山市） 東京支店（東京都江東区）　結城営業所（茨城県結城市） 千葉営業所（千葉市花見川区）　横浜支店（横浜市港北区） 新潟支店（新潟市東区）　埼玉営業所（埼玉県川越市） 八王子営業所（東京都八王子市）　静岡営業所（静岡市駿河区）
	西日本営業部	名古屋支店（名古屋市中川区）　松本営業所（長野県松本市） 金沢営業所（石川県金沢市）　大阪支店（大阪市西区） 京都営業所（京都府八幡市）　神戸営業所（神戸市西区） 高松営業所（香川県高松市）　広島支店（広島市安佐南区） 福岡支店（福岡市東区）　長崎営業所（長崎県諫早市） 鹿児島営業所（鹿児島県霧島市）
	海外営業部（大阪市西区）	
	開発営業部	ホームセンターグループ（大阪市西区）　鉄道環境グループ（大阪市西区）
	鉄構営業部	東北営業所（仙台市若林区）　福島営業所（福島県郡山市） 北関東営業所（茨城県結城市）　関東営業所（埼玉県川越市） 東関東営業所（千葉市花見川区）　神奈川営業所（横浜市港北区） 長野営業所（長野県長野市）　東海営業所（静岡市駿河区） 浜松営業所（浜松市東区）　中京支店（愛知県一宮市） 京滋営業所（京都府八幡市）　関西支店（大阪市西区） 兵庫営業所（兵庫県小野市）　山陽営業所（広島市安佐南区） 北九州営業所（福岡県直方市）　九州営業所（福岡県久留米市）
仕入部門	商　品　部（大阪市港区）	
物流拠点	業　務　部（大阪市港区）　関東物流センター（茨城県結城市）	
生産拠点	東日本製造部	札幌工場（北海道石狩市）　関東工場（茨城県結城市）
	西日本製造部	滋賀工場（滋賀県蒲生郡）　九州工場（福岡県直方市）

（注）１．平成27年５月１日付で商品部を設置いたしました。
２．平成27年７月１日付で盛岡営業所を開設いたしました。
３．平成28年１月５日付で長野営業所を開設いたしました。
４．当事業年度末日後の平成28年４月１日付で熊本営業所を開設いたしております。

(2) 子会社

三和電材株式会社

本　　社（名古屋市西区）		
営業拠点	本部営業所（名古屋市西区） 東営業所（名古屋市東区） 南営業所（名古屋市南区） 安城営業所（愛知県安城市） 半田営業所（愛知県半田市） 岐阜営業所（岐阜県岐阜市） E環境推進部（愛知県半田市）	名東営業所（名古屋市名東区） 中川営業所（名古屋市中川区） 豊明営業所（愛知県豊明市） 岡崎営業所（愛知県岡崎市） 特販営業所（名古屋市西区） 大阪営業所（大阪市西区）

KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.（タイ・バンコク市）

中央技研株式会社（滋賀県犬上郡）

9．従業員の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
759名	28名増加

（注）従業員数は臨時従業員を除いております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
629名	19名増加	41.0歳	14.1年

（注）従業員数は子会社三和電材株式会社への出向者１名及び臨時従業員を除いております。

10．主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 子会社

三和電材株式会社

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	200,000千円
株式会社中京銀行	100,000千円
株式会社大垣共立銀行	100,000千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	50,000千円
株式会社名古屋銀行	20,000千円

中央技研株式会社

借　入　先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	35,000千円

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　60,000,000株
２．発行済株式の総数　27,957,000株
３．株　主　数　7,265名
４．大　株　主

株　主　名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社藤和興産	3,014	11.05
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ）	1,618	5.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,453	5.33
コンドーテック社員持株会	1,405	5.15
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.57
株式会社Ｆプランニング	900	3.30
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	753	2.76
近藤純位	752	2.76
株式会社藤勝興産	676	2.48
株式会社藤登興産	676	2.48

（注）１．当社は自己株式684千株（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式62千株を除く）を保有しておりますが、上記「大株主」には含めておりません。
２．持株比率は自己株式684千株を除いて算出しております。
３．三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である他３社から、平成27年５月11日付で大量保有報告書の変更報告書（No.１）の提出があり、平成27年４月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。

なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
三井住友信託銀行株式会社	895千株	3.20%
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	29千株	0.10%
日興アセットマネジメント株式会社	181千株	0.65%
Sumitomo Mitsui Trust（Hong Kong）Limited（三井住友信託（香港）有限公司）	68千株	0.25%
計	1,174千株	4.20%

4．平成27年８月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（No.３）においてフィデリティ投信株式会社が、平成27年８月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール　エルエルシー（FMR LLC）	1,871千株	6.69%

５．その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、平成28年２月４日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について、以下のとおり決議いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
所得し得る株式の総数	1,000,000株（上限）
株式の取得価額の総額	800,000,000円（上限）
取得期間	平成28年２月15日から平成28年12月14日まで
取得理由	株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため

上記取締役会決議に基づき当事業年度中に取得した自己株式の状況

取得した株式の総数	479,800株
株式の取得価額の総額	383,196,300円

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2013年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2014年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		平成25年６月26日	平成26年６月27日
新株予約権の数		247個	160個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　24,700株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　16,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）
権利行使期間		平成25年７月12日から 平成55年７月11日まで	平成26年７月15日から 平成56年７月14日まで
行使の条件		（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：209個 目的となる株式数：20,900株 保有者数：７名	新株予約権の数：144個 目的となる株式数：14,400株 保有者数：７名

		2015年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2015年度新株予約権 （有償ストックオプション）
発行決議日		平成27年６月23日	平成27年７月15日
新株予約権の数		240個	280個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　24,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　28,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり3,000円 （１株当たり30円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）	新株予約権１個当たり78,100円 （１株当たり781円）
権利行使期間		平成27年７月９日から 平成57年７月８日まで	平成28年７月１日から 平成30年６月30日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：240個 目的となる株式数：24,000株 保有者数：７名	新株予約権の数：280個 目的となる株式数：28,000株 保有者数：７名

（注）１．新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

２．新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、当社が平成28年３月期における当社有価証券報告書記載の連結損益計算書において連結経常利益が3,537百万円を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記の権利行使期間内において行使することができる。

2．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2015年度新株予約権 (有償ストックオプション)
発行決議日		平成27年７月15日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　15,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり3,000円 (１株当たり30円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり78,100円 (１株当たり781円)
権利行使期間		平成28年７月１日から 平成30年６月30日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　：150個 目的となる株式数：15,000株 交付者数　　：５名

(注) 新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、当社が平成28年３月期における当社有価証券報告書記載の連結損益計算書において連結経常利益が3,537百万円を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記の権利行使期間内において行使することができる。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．当事業年度末日における取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菅　原　　昭	
代表取締役社長	近　藤　勝　彦	有限会社藤和興産　代表取締役 株式会社藤登興産　代表取締役 株式会社藤勝興産　代表取締役
専務取締役	安　藤　朋　也	管理本部長兼総務部長 三和電材株式会社　取締役 中央技研株式会社　取締役
常務取締役	平　田　　茂	営業本部長
取　締　役	山　田　　清	三和電材株式会社　相談役
取　締　役	宮　　晴　夫	製造本部長兼東日本製造部長兼関東工場長
取　締　役	矢　野　雅　彦	開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼鉄道環境グループ長
取　締　役	徳　田　　勝	弁護士 株式会社椿本チエイン　社外監査役
取　締　役	金　井　美智子	弁護士 株式会社ユー・エス・ジェイ　社外監査役 三共生興株式会社　社外監査役
常勤監査役	河　瀬　哲　夫	三和電材株式会社　監査役 中央技研株式会社　監査役
監　査　役	村　辻　義　信	弁護士
監　査　役	中　川　雅　晴	公認会計士 株式会社中村超硬　社外監査役

（注）1．取締役徳田 勝及び取締役金井美智子の両氏は、社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2．監査役村辻義信及び監査役中川雅晴の両氏は、社外監査役であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3．監査役中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．平成27年６月23日開催の第63回定時株主総会において、金井美智子氏は取締役に、中川雅晴氏は監査役に、新たに選任され、就任いたしました。
5．平成27年６月23日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって、常務取締役滝水莞爾及び監査役北山諒一の両氏は任期満了により、退任いたしました。

6．当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の状況の異動については次のとおりであります。

氏　　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
平　田　　茂	営業本部長	営業本部長兼鉄構営業部長	平成27年６月23日
宮　　晴　夫	製造本部長兼東日本製造部長兼関東工場長	東日本製造部長兼関東工場長	平成27年６月23日
矢　野　雅　彦	開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼鉄道環境グループ長	開発営業部長兼鉄道環境グループ長	平成27年６月23日
金　井　美智子	三共生興株式会社　社外監査役	―	平成27年６月26日
山　田　　清	三和電材株式会社　相談役	海外営業部長	平成28年２月１日

7．当事業年度中の監査役の重要な兼職の状況の異動については次のとおりであります。

氏　　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
中　川　雅　晴	株式会社中村超硬　社外監査役	―	平成27年６月29日

２．取締役及び監査役の報酬等の額（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	10名	198,104千円
監　査　役	４名	22,110千円
計	14名	205,692千円

（注）１．取締役及び監査役に対する支給額には、社外役員（社外取締役２名及び社外監査役３名）に対する支給額22,305千円が含まれております。
２．取締役及び監査役の支給人員には、平成27年６月23日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名が含まれております。
３．取締役に対する支給額には、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額14,522千円が含まれております。
４．上記報酬等の額に記載するほかに、平成16年６月29日開催の第52回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴い打ち切り支給をすることとしており、この決議に基づき、平成27年６月23日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名に対し、役員退職慰労金2,255千円を支払っております。

3．社外役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

（1）他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

（2）他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区　分	氏　　名	兼職の状況	当該法人等との関係
取　締　役	徳　田　　勝	株式会社椿本チエイン　社外監査役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取　締　役	金　井　美智子	株式会社ユー・エス・ジェイ　社外監査役 三共生興株式会社　社外監査役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監　査　役	中　川　雅　晴	株式会社中村超硬　社外監査役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

（3）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	徳　田　　勝	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取　締　役	金　井　美智子	平成27年６月23日就任後開催の取締役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	村　辻　義　信	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	中　川　雅　晴	平成27年６月23日就任後開催の取締役会10回全てに出席し、また、就任後開催の監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役徳田 勝氏、社外取締役金井美智子氏、社外監査役村辻義信氏及び社外監査役中川雅晴氏と、同法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,300千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務」を委託し、対価を支払っております。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の監査の品質及び継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の決定に基づいて会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ　会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しており、当社の業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

この体制につきましては、内容を適宜見直したうえで、継続的な改定を図っております。

なお、平成27年４月17日開催の取締役会にて、平成27年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則への対応として、「子会社に係る内部統制システムの整備」及び「監査を支える体制」に関する事項の追加等を決議し、一部改定を行いました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を行い、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

② 当社グループは、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努めております。

③ 内部監査部門（監査室）は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。

④ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。

② 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることにしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 職務遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。

② 監査役の求めにより内部監査部門（監査室）を監査役補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。

また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査役の同意を得るものとし、人事考課については、監査役が行うことにしております。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は次の事項を監査役に報告することにしております。

（イ） 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項

（ロ） 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、その事実に関する事項
（ハ） 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
（ニ） 内部通報

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。
② 監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。
③ 当社は、監査役が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことにしております。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般の運用状況

当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況について、内部監査部門（監査室）が評価及び経営者への報告を行い、改善を進めております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価も併せて、行っております。

(2) コンプライアンスに関する取組み

① 当社及び主要な子会社は、内部通報制度において、すべての役職員等が通報によって不利益を被らないよう、社内規程の整備を行いました。
なお、当該内部通報制度の運用状況につきましては、取締役会にて報告を行っております。
② コンプライアンスに関する課題への対応策の立案、実施を目的に、コンプライアンス・リ

スク管理委員会にて、当社及び主要な子会社の重点管理方針を毎年定め、当該方針の周知を行っております。なお、その実施結果については、取締役会にて報告を行っております。

③ コンプライアンスの周知徹底を図るため、当社及び主要な子会社の各種社内研修において、コンプライアンスマニュアル等の説明等を実施いたしました。

(3) リスク管理体制の運用状況

コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社グループの新たなリスクの分析や自己評価を行い、その結果については、取締役会にて報告を行っております。

3．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第１号店を出店して以来、現在、日本全国に44ヵ所の販売拠点と４ヵ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的

に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。
その根幹となるものは、以下のとおりであります。
(イ) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点
(ロ) お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力
(ハ) お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制
(ニ) お客様のニーズにお応えするための約４万点を超える豊富な取扱商材

② 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア事業の一層の収益力強化と今後成長が見込まれる分野への事業展開や海外取引の強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

(イ) 当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。

(ロ) 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

(ハ) 当社は、平成22年に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、LEDなど環境、エコ関連等の注目される成長分野への事業展開をしております。今後も新たな事業展開を視野に、企業の買収及び資本・業務提携を図ってまいります。

(ニ) 今後経済発展が著しいタイ、インドネシア、ベトナムといったアセアン諸国との海外取引を強化していくため、タイのバンコクに平成23年に駐在員事務所の開設、平成24年には現地法人の設立を行い、アセアン諸国での事業の拡大を図ってまいります。

(ホ) 当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等のJIS表示許可並びにISO9001を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給をしております。また、当社は、製造部門を持つメーカーとしての視点

や、お客様のご意見を吸い上げることのできる商社としてのメリットを活かし、新商材の開発、製造過程でのコストダウンの追求や、さらなる新製品の開発力の向上を目指します。

③　コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高め、監督機能の強化を図る目的で、弁護士である社外取締役２名を選任し、弁護士としての企業法務に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士及び公認会計士である社外監査役２名を含む３名の監査役により、専門的な知見を活かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様に利益の還元を行う方針であります。平成７年に株式上場してから平成27年３月期までの20年間で業績の向上に応じて年間配当を12回増配いたしました。また、平成28年２月に発行済株式総数の3.6％の自己株式の取得を取締役会にて決議しております。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成26年６月27日開催の第62回定時株主総会において、有効期間を平成29年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

①　本プラン導入の目的

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

② 本プランの概要

(イ) 対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

（ⅰ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

(ハ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の（ⅰ）又は（ⅱ）の期間を取締役会評価期間として設定します。

（ⅰ）対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ⅱ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

(ニ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役２名、社外監査役２名及び社外の有識者１名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

(ホ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（ヘ）対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランを第62回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしましたが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役２名、社外監査役２名及び社外の有識者１名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/260508baishuuboueisaku.pdf)

◎本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、１株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**24,539,696**	**流動負債**	**11,922,445**
現金及び預金	7,594,671	支払手形及び買掛金	3,071,376
受取手形及び売掛金	12,336,205	電子記録債務	6,246,078
電子記録債権	628,572	短期借入金	505,000
商品及び製品	2,856,521	未払法人税等	692,211
仕掛品	158,315	賞与引当金	534,120
原材料及び貯蔵品	325,603	その他	873,659
繰延税金資産	258,195	**固定負債**	**1,620,821**
その他	389,884	再評価に係る繰延税金負債	178,749
貸倒引当金	△8,274	退職給付に係る負債	1,333,839
固定資産	**10,105,825**	その他	108,232
有形固定資産	**9,321,317**	**負債合計**	**13,543,266**
建物及び構築物	2,410,083	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	679,857	**株主資本**	**22,586,862**
土地	6,101,098	資本金	2,666,485
その他	130,278	資本剰余金	2,442,272
無形固定資産	**59,868**	利益剰余金	17,978,861
その他	59,868	自己株式	△500,756
投資その他の資産	**724,639**	**その他の包括利益累計額**	**△1,521,719**
投資有価証券	265,242	その他有価証券評価差額金	149,857
繰延税金資産	294,012	繰延ヘッジ損益	△8,618
その他	199,092	土地再評価差額金	△1,510,852
貸倒引当金	△33,707	為替換算調整勘定	△4,210
		退職給付に係る調整累計額	△147,895
		新株予約権	**37,112**
		非支配株主持分	**0**
資産合計	**34,645,521**	**純資産合計**	**21,102,255**
		負債・純資産合計	**34,645,521**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**50,211,628**
売上原価		**39,553,383**
売上総利益		**10,658,245**
販売費及び一般管理費		7,216,312
営業利益		**3,441,933**
営業外収益		
受取利息	1,993	
受取配当金	3,901	
仕入割引	141,387	
その他	32,015	179,298
営業外費用		
売上割引	56,488	
支払利息	1,577	
支払保証料	11,579	
その他	6,914	76,559
経常利益		**3,544,672**
特別利益		
固定資産売却益	4,554	
投資有価証券売却益	846	5,400
特別損失		
固定資産除却損	1,453	
減損損失	44,574	46,027
税金等調整前当期純利益		**3,504,045**
法人税、住民税及び事業税	1,211,924	
法人税等調整額	52,346	1,264,271
当期純利益		**2,239,773**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,239,773**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**2,666,485**	**2,434,555**	**16,321,830**	**△128,810**	**21,294,060**
当期変動額					
剰余金の配当			△582,742		△582,742
親会社株主に帰属する当期純利益			2,239,773		2,239,773
自己株式の取得				△383,196	△383,196
自己株式の処分		7,717		11,250	18,967
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**―**	**7,717**	**1,657,030**	**△371,946**	**1,292,802**
当期末残高	**2,666,485**	**2,442,272**	**17,978,861**	**△500,756**	**22,586,862**

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**288,810**	**3,248**	**△1,520,229**	**50,103**	**92,242**	**△1,085,824**	**23,306**	**0**	**20,231,542**
当期変動額									
剰余金の配当									△582,742
親会社株主に帰属する当期純利益									2,239,773
自己株式の取得									△383,196
自己株式の処分									18,967
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△138,952	△11,866	9,377	△54,314	△240,138	△435,895	13,805	△0	△422,089
当期変動額合計	**△138,952**	**△11,866**	**9,377**	**△54,314**	**△240,138**	**△435,895**	**13,805**	**△0**	**870,712**
当期末残高	**149,857**	**△8,618**	**△1,510,852**	**△4,210**	**△147,895**	**△1,521,719**	**37,112**	**0**	**21,102,255**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**21,343,845**	**流動負債**	**10,486,331**
現金及び預金	6,636,480	支払手形	44,790
受取手形	5,088,388	買掛金	2,331,924
売掛金	5,530,602	電子記録債務	6,246,078
電子記録債権	559,129	未払法人税等	614,481
商品及び製品	2,493,957	賞与引当金	494,120
仕掛品	154,544	その他	754,937
原材料及び貯蔵品	323,128	**固定負債**	**1,245,664**
繰延税金資産	235,330	再評価に係る繰延税金負債	178,749
その他	329,150	退職給付引当金	1,013,819
貸倒引当金	△6,867	その他	53,095
固定資産	**10,981,854**	**負債合計**	**11,731,996**
有形固定資産	**8,190,524**	**純資産の部**	
建物	2,041,081	**株主資本**	**21,927,289**
構築物	84,829	**資本金**	**2,666,485**
機械及び装置	607,940	**資本剰余金**	**2,442,272**
車両運搬具	20,337	資本準備金	2,434,555
土地	5,319,535	その他資本剰余金	7,717
その他	116,799	**利益剰余金**	**17,319,288**
無形固定資産	**38,941**	利益準備金	216,694
その他	38,941	その他利益剰余金	17,102,593
投資その他の資産	**2,752,388**	圧縮記帳積立金	226,924
投資有価証券	256,902	別途積立金	7,610,000
関係会社株式	2,166,499	繰越利益剰余金	9,265,668
繰延税金資産	179,858	**自己株式**	**△500,756**
その他	162,740	**評価・換算差額等**	**△1,370,697**
貸倒引当金	△13,612	その他有価証券評価差額金	148,774
		繰延ヘッジ損益	△8,618
		土地再評価差額金	△1,510,852
		新株予約権	**37,112**
資産合計	**32,325,700**	**純資産合計**	**20,593,704**
		負債・純資産合計	**32,325,700**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**41,723,559**
売上原価		**32,486,461**
売上総利益		**9,237,098**
販売費及び一般管理費		6,098,888
営業利益		**3,138,209**
営業外収益		
受取利息	333	
受取配当金	11,172	
仕入割引	33,276	
その他	17,428	62,210
営業外費用		
売上割引	48,785	
支払保証料	9,537	
その他	6,696	65,019
経常利益		**3,135,399**
特別利益		
固定資産売却益	114	
投資有価証券売却益	846	960
特別損失		
固定資産除却損	1,450	
減損損失	80	1,531
税引前当期純利益		**3,134,828**
法人税、住民税及び事業税	1,066,192	
法人税等調整額	43,355	1,109,548
当期純利益		**2,025,280**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**2,666,485**	**2,434,555**	**－**	**2,434,555**	**216,694**	**224,613**	**7,610,000**	**7,825,442**	**15,876,750**
当期変動額									
剰余金の配当								△582,742	△582,742
圧縮記帳積立金の取崩						△2,895		2,895	－
実効税率変更に伴う積立金の増加						5,207		△5,207	－
当期純利益								2,025,280	2,025,280
自己株式の取得									
自己株式の処分			7,717	7,717					
自己株式の消却									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	**－**	**－**	**7,717**	**7,717**	**－**	**2,311**	**－**	**1,440,226**	**1,442,538**
当期末残高	**2,666,485**	**2,434,555**	**7,717**	**2,442,272**	**216,694**	**226,924**	**7,610,000**	**9,265,668**	**17,319,288**

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**△128,810**	**20,848,980**	**286,465**	**3,248**	**△1,520,229**	**△1,230,515**	**23,306**	**19,641,770**
当期変動額								
剰余金の配当		△582,742						△582,742
圧縮記帳積立金の取崩		－						－
実効税率変更に伴う積立金の増加		－						－
当期純利益		2,025,280						2,025,280
自己株式の取得	△383,196	△383,196						△383,196
自己株式の処分	11,250	18,967						18,967
自己株式の消却		－						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△137,691	△11,866	9,377	△140,181	13,805	△126,375
当期変動額合計	**△371,946**	**1,078,309**	**△137,691**	**△11,866**	**9,377**	**△140,181**	**13,805**	**951,933**
当期末残高	**△500,756**	**21,927,289**	**148,774**	**△8,618**	**△1,510,852**	**△1,370,697**	**37,112**	**20,593,704**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

コンドーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コンドーテック株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

コンドーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コンドーテック株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、営業所、及び工場並びに子会社の主要な拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が国内子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照

表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

コンドーテック株式会社　監査役会

常勤監査役　河　瀬　哲　夫　㊞

監査役（社外監査役）　村　辻　義　信　㊞

監査役（社外監査役）　中　川　雅　晴　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、今後もM＆A等による戦略的投資、成長に向けた積極的な事業投資の拡大を図りながら、財務体質の強化など収益力の向上に努めるとともに、資本効率の向上に取り組んでまいります。

配当につきましては、連結業績、連結配当性向について十分留意しながら、連結純資産配当率（DOE）2.5％以上を目標として、株主の皆様へ継続的・安定的に配当を行うことを基本方針としております。

DOEは、株主の皆様への利益配分を示す配当性向と資本効率を示す自己資本当期純利益率（ROE）の２つの要素から構成され、当社の掲げる株主価値の創造に資する指標となります。

当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、１株につき前事業年度比１円増配の11円とさせていただきたく存じます。これにより、すでに実施しております中間配当１株につき11円を加えました年間配当金は、１株につき22円となります。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき11円　総額299,996,719円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月29日

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役９名全員が任期満了となります。

つきましては、経営陣の充実強化を図るため、１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	近藤勝彦（こんどうかつひこ） （昭和34年11月８日生）	昭和59年６月　当社入社 昭和63年７月　当社埼玉営業所長 平成３年１月　当社新規事業北関東営業所長 平成４年６月　当社取締役新規事業北関東営業所長 平成11年３月　当社取締役横浜支店長 平成14年６月　当社取締役業務部長 平成19年10月　当社取締役企画部長 平成22年４月　当社取締役 三和電材株式会社代表取締役副社長 平成23年６月　当社取締役 三和電材株式会社代表取締役社長 平成25年１月　当社取締役企画担当 平成25年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 有限会社藤和興産　代表取締役 株式会社藤登興産　代表取締役 株式会社藤勝興産　代表取締役	94,232株
	［ 選任理由 ］ 昭和59年入社以来、営業部門、物流部門、企画部門等に携わる他、電設資材卸売業の三和電材株式会社の子会社化に伴い、同社代表取締役を務める等の豊富な経験を有しております。 代表取締役社長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	安藤朋也（あんどうともや） (昭和28年６月11日生)	平成８年１月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）久喜支店長 平成10年２月　同行大森支店長 平成11年11月　同行尾東尾北地区母店長兼小牧支店長 平成14年２月　同行上本町法人営業部長兼上本町支店長 平成16年１月　同行企業部主任調査役 平成16年４月　同行中之島法人営業部長兼中之島支店長 平成18年４月　同行本部審議役 平成18年11月　当社出向　総務部長 平成19年６月　当社入社　総務部長 平成19年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長 平成21年６月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長 平成22年４月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長兼企画部長 平成22年４月　三和電材株式会社取締役（現在に至る） 平成22年５月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長 平成24年６月　当社専務取締役管理本部長兼総務部長（現在に至る） 平成26年８月　中央技研株式会社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 三和電材株式会社　取締役 中央技研株式会社　取締役	51,400株
	［ 選任理由 ］ 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）にて上記の職務を経験後、平成18年当社出向（平成19年入社）以来、金融機関において培った経験を基に管理部門を統括し、また、M&A、海外進出、人材マネジメントにも従事しております。 管理本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	平田（ひらた）　茂（しげる） （昭和27年４月18日生）	平成３年４月　当社入社　新規事業大阪営業所長 平成４年10月　当社新規事業大阪支店長 平成８年５月　当社新規事業本部長 平成８年６月　当社取締役新規事業本部長 平成10年７月　当社取締役新規事業部長 平成11年８月　当社取締役新規事業部長兼新規事業大阪支店長 平成17年６月　当社常務取締役新規事業部長兼新規事業大阪支店長 平成18年６月　当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長 平成20年６月　当社常務取締役営業本部長 平成22年４月　当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長 平成24年４月　当社常務取締役新規事業部長 平成25年１月　当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長 平成25年４月　当社常務取締役営業本部長兼鉄構営業部長 平成27年６月　当社常務取締役営業本部長（現在に至る）	139,220株
	［ 選任理由 ］ 平成３年入社以来、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 営業本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	宮（みや） 晴夫（はるお） （昭和24年３月25日生）	昭和62年４月　東燃株式会社（現東燃ゼネラル石油株式会社）潤滑油部潤滑油計画課長 平成６年４月　同社川崎工場製油管理課長 平成８年４月　同社需給部業務課長 平成９年４月　同社需給部副部長 平成16年３月　当社入社 平成16年６月　当社関東工場長 平成20年６月　当社執行役員関東工場長 平成21年６月　当社取締役関東工場長 平成23年３月　当社取締役東日本製造部長兼関東工場長 平成27年６月　当社取締役製造本部長兼東日本製造部長兼関東工場長 （現在に至る）	25,000株
	［ 選任理由 ］ 東燃株式会社（現東燃ゼネラル石油株式会社）にて上記の職務を経験後、平成16年入社以来、製造部門の生産効率化及び品質保証に携わる等、とりわけ工場の経営に対する豊富な経験を有しております。 製造本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		
5	矢野（やの） 雅彦（まさひこ） （昭和32年８月12日生）	昭和56年３月　当社入社 平成12年10月　当社貿易部長 平成17年６月　当社執行役員貿易部長 平成24年６月　当社取締役貿易部長 平成25年４月　当社取締役開発営業部長兼鉄道環境グループ長 平成27年６月　当社取締役開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼鉄道環境グループ長 （現在に至る）	19,700株
	［ 選任理由 ］ 昭和56年入社以来、海外営業部門、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 開発営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	新任 鴇（とき）　泰広（やすひろ） （昭和34年12月19日生）	昭和57年４月　当社入社 平成４年４月　当社八王子営業所長 平成９年６月　当社新規事業中京営業所長 平成14年10月　当社福岡支店長 平成19年10月　当社業務部長 平成21年６月　当社執行役員業務部長 平成22年４月　三和電材株式会社取締役 平成25年１月　三和電材株式会社代表取締役副社長兼同社商品本部長 平成26年４月　当社海外営業部長 平成26年６月　当社執行役員海外営業部長 平成27年５月　当社執行役員商品部長 （現在に至る）	17,260株
	［ 選任理由 ］ 昭和57年入社以来、営業部門、物流部門、子会社経営に携わる等、豊富な経験を有しております。 商品部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、新たに、取締役候補者として選任いたしました。		
7	新任 矢田（やだ）裕之（ひろゆき） （昭和37年７月15日生）	昭和60年４月　当社入社 平成18年６月　当社横浜支店長 平成23年６月　当社業務部長 平成23年６月　当社執行役員業務部長 平成25年４月　当社執行役員西日本営業部長 （現在に至る）	3,200株
	［ 選任理由 ］ 昭和60年入社以来、営業部門、物流部門に携わる等、豊富な経験を有しております。 西日本営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、新たに、取締役候補者として選任いたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>新任
髙木（たかき）　昭（あきら）
(昭和31年6月2日生)</td><td>平成 8 年 4 月　日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）福山製鉄所冷延鋼板部電気亜鉛鍍金工場長
平成15年 4 月　JFEスチール株式会社西日本製鉄所薄板商品技術部副部長
平成17年 4 月　同社香港事務所駐在
平成20年 1 月　同社中国広州事務所駐在
平成23年 1 月　JFEウエストテクノロジー株式会社鋼材部部長
平成25年 1 月　当社入社　九州工場長代理
平成25年 6 月　当社九州工場長
平成27年 6 月　当社執行役員西日本製造部長兼九州工場長
(現在に至る)</td><td>2,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社)、JFEウエストテクノロジー株式会社にて上記の職務を経験後、平成25年入社以来、製造部門の生産効率化及び品質保証に携わる等、とりわけ工場の経営に対する豊富な経験を有しております。
西日本製造部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、新たに、取締役候補者として選任いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>徳田（とくだ）　勝（まさる）
(昭和16年10月 3 日生)
社外取締役</td><td>昭和42年 4 月　弁護士登録
昭和49年 1 月　徳田法律事務所開設
(現在に至る)
平成 7 年 6 月　株式会社椿本チエイン社外監査役
(現在に至る)
平成20年 6 月　当社取締役
(現在に至る)
(重要な兼職の状況)
弁護士
株式会社椿本チエイン　社外監査役</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
会社法一般や企業間訴訟及び債権保全・回収等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。
そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者として選任いたしました。
なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	金井（かない） 美智子（みちこ） (昭和30年６月16日生) 社外取締役	平成２年４月　弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成10年４月　同所パートナー 平成14年８月　弁護士法人大江橋法律事務所　社員 （現在に至る） 平成19年６月　株式会社ユー・エス・ジェイ社外監査役 （現在に至る） 平成27年６月　当社取締役 （現在に至る） 平成27年６月　三共生興株式会社社外監査役 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 弁護士 株式会社ユー・エス・ジェイ　社外監査役 三共生興株式会社　社外監査役	300株
	[選任理由] M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者として選任いたしました。 なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．徳田 勝及び金井美智子の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
３．当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
徳田 勝氏　　８年
金井美智子氏　１年
４．徳田 勝及び金井美智子の両氏と当社の間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役　村辻義信氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
むら　つじ　よし　のぶ 村　辻　義　信 (昭和31年４月25日生) 社外監査役	昭和60年４月　弁護士登録、町法律事務所入所 昭和63年４月　村辻法律事務所開設 平成14年10月　事務所名をウェルブライト法律事務所に改称 同法律事務所　所長 平成28年１月　同法律事務所　代表パートナー (現在に至る) 平成24年６月　当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士	1,600株
	[選任理由] 金融機関をはじめとする多数の企業の顧問弁護士として長年に亘り企業法務に関与しており、これによる知識と経験に基づいて、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、引き続き、社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は、更生管財人として会社経営にあたった以外には、会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．村辻義信氏は、社外監査役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

３．当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

村辻義信氏　　４年

４．村辻義信氏と当社の間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会 会場ご案内図

場所

大阪国際会議場(グランキューブ大阪)12階　特別会議場

大阪市北区中之島五丁目3番51号



交通機関

- **京阪電車中之島線「中之島（大阪国際会議場）駅」（2番出口）すぐ**
- **JR大阪環状線「福島駅」から徒歩約15分**
- **JR東西線「新福島駅」（3番出口）から徒歩約10分**
- **阪神電鉄本線「福島駅」（3番出口）から徒歩約10分**
- **大阪市営地下鉄「阿波座駅」（中央線1号出口・千日前線9号出口）から徒歩約15分**
- **JR「大阪駅」駅前バスターミナルから、大阪市営バス（53系統　船津橋行）又は（55系統　鶴町四丁目行）で約15分「堂島大橋」バス停下車すぐ**
- **地下鉄・京阪「淀屋橋駅」バス停（4番出口・住友ビル前）から中之島ループバス「ふらら」で約15分「リーガロイヤルホテル・大阪国際会議場前」バス停下車すぐ**

※シャトルバスが、「リーガロイヤルホテル」とJR「大阪駅」西側（高架下）の間で運行しており、ご利用いただけます。
※新幹線「新大阪駅」からはJR在来線で「大阪駅」まで約5分となっております。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。